

平成31年1月25日

まちづくり委員会資料

川崎市自転車ネットワーク計画策定に伴う
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

「川崎市自転車ネットワーク計画（案）」について（概要版）

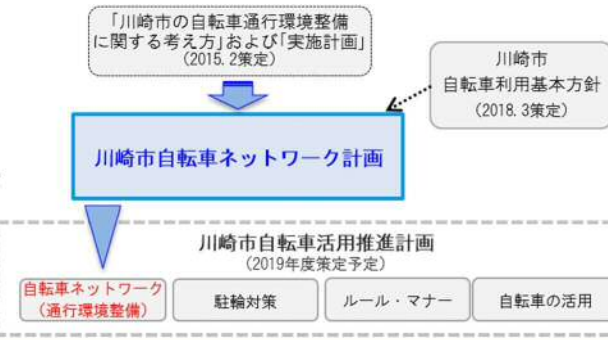
1 計画の概要

■目的

安全で快適な「自転車通行環境」の面的な整備に向け、自転車ネットワークを構築することを目的としています。

■位置づけと関連計画

平成27(2015)年2月に「川崎市の自転車通行環境整備に関する考え方」および「実施計画」を策定し、自転車事故の多発箇所などにおいて、自転車の通行環境の整備を進めてきましたが、今年度末で概ね完成することから、安全対策を切れ目なく実施するため、上記の「考え方」と平成30(2018)年3月に策定した「川崎市自転車利用基本方針」を踏まえ、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、本計画を策定するものです。



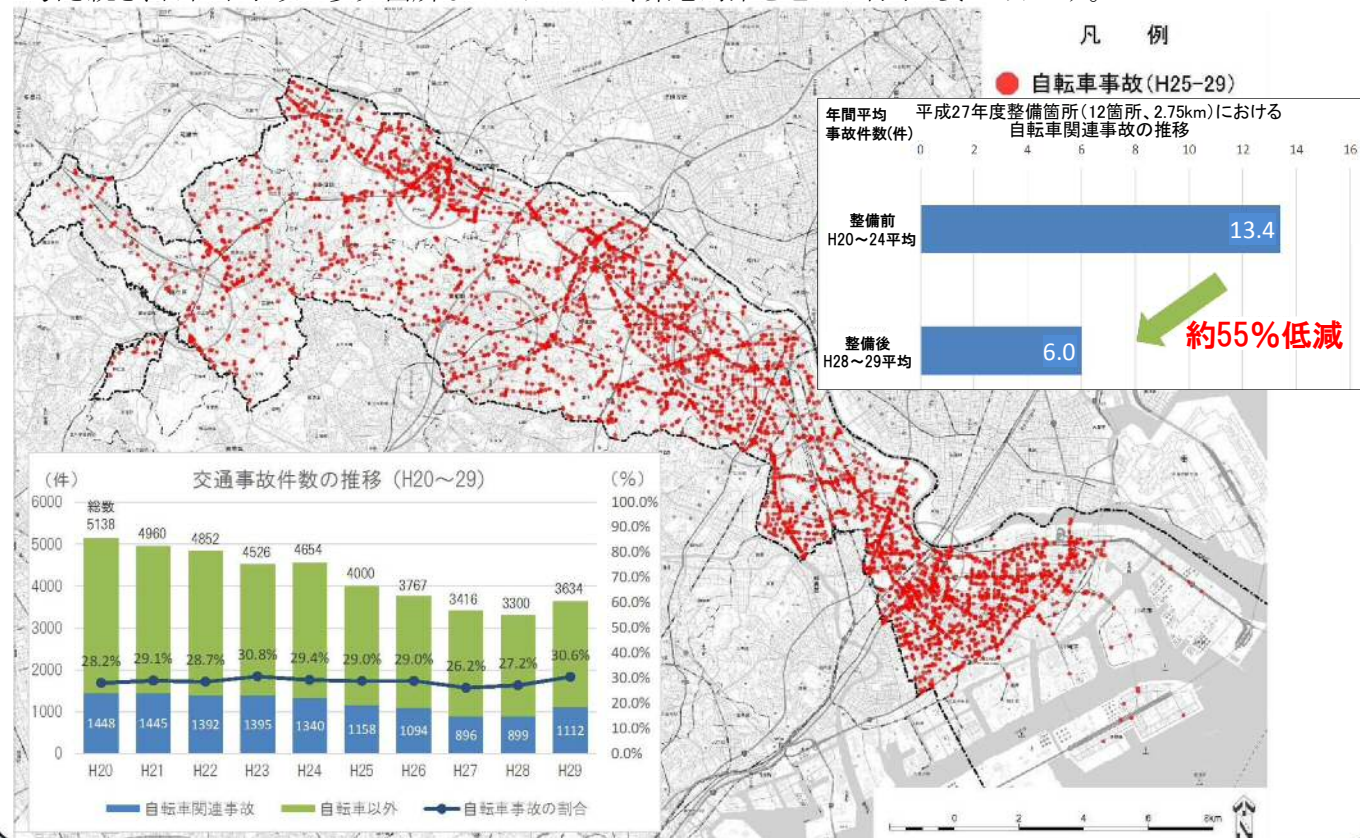
2 自転車利用環境の現況と課題

■現況

- 平成27年2月に策定した「川崎市自転車通行環境整備実施計画」に基づき、自転車事故の多発箇所など29か所において、安全性の向上に向けた緊急的な整備(点の整備)に取り組み、一定の成果(効果)を挙げてきました。
- 一方で、市内の自転車関連事故は、ゆるやかな減少傾向にありましたが、平成29年には増加に転じるなど自転車通行環境の更なる整備拡大が求められています。
- また、平成28年3月に国が立ち上げた「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」において、早期に自転車ネットワーク計画の策定が必要な市区町村として本市がリストアップをされました。

■課題

- これまでの緊急的な整備に加え、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく、面的な通行環境の整備が求められています。
- 安全性の向上と自転車関連事故のさらなる抑制に向け、自転車通行環境の整備を拡大して通行位置を明確化することが必要です。
- 鉄道駅周辺エリアについては、特に自転車や歩行者が集まることから、優先的に整備を進めていく必要があります。
- 引き続き、自転車事故の多発箇所などにおいては、緊急対策を進めて行く必要があります。



3 計画の基本方針と目標

■基本方針

安全で快適な自転車ネットワークの構築

■計画対象区域と計画期間

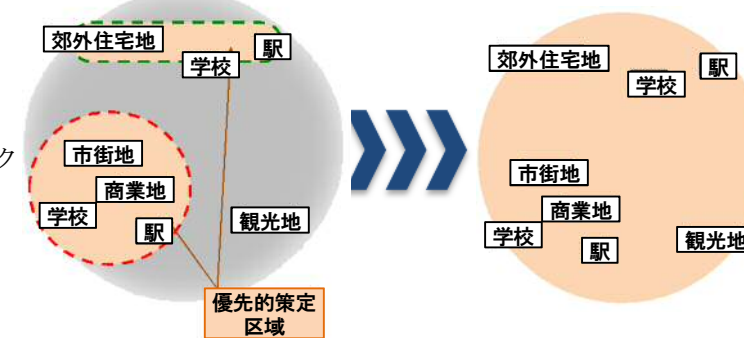
自転車ネットワークを構築する対象区域は、川崎市内全域を対象としますが、効率的、効果的な自転車通行環境整備のため、安全性の向上が必要な区域や、自転車利用を促進する区域を優先して整備する区域として選定します。

計画期間：概ね10年間

※計画期間内において国等の自転車政策の方針や社会状況等の変化に応じて、適宜見直しを図ります。

【本計画】

優先して整備する区域を設定し、自転車ネットワーク計画を策定



【本計画後】

対象区域を拡大し、市内全域において自転車ネットワークを形成

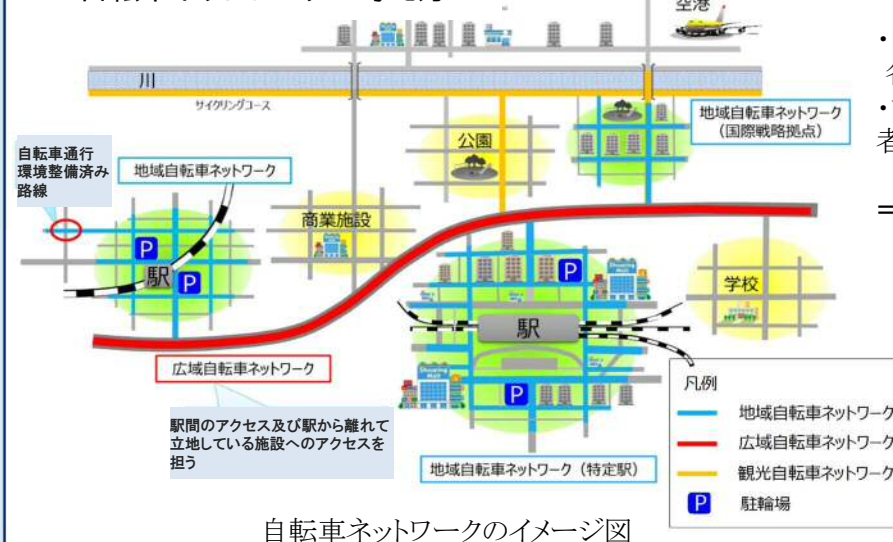
■計画目標

自転車通行環境整備延長

(平成30(2018)年度末(予定含む):20km ⇒ 平成41(2029)年度末:213km)

4 自転車ネットワーク路線の選定

■自転車ネットワークの考え方



■地域自転車ネットワークの範囲

- 隣接駅との駅間境界(自転車駅勢圏)は、各駅とも概ね1km
- また、1km未満では、歩行者と自転車利用者が多いため、通行空間の分離が必要

⇒自転車利用者と歩行者の安全で快適な通行空間を確保するため、駅を中心とした半径1kmの範囲を地域自転車ネットワークとして設定します。

自転車ネットワークのイメージ図

地域自転車ネットワークの対象区域

種別	鉄道駅
広域拠点の駅	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺
地域生活拠点の駅	武蔵溝ノ口、新川崎、鹿島田、向ヶ丘遊園、登戸、鷺沼、宮前平駅周辺
身近な駅	武蔵中原、武蔵新城、元住吉、中野島、柿生駅周辺
国際戦略拠点	川崎区殿町地区周辺

「川崎市自転車ネットワーク計画（案）」について（概要版）

4 自転車ネットワーク路線の選定（続き）

■路線選定

国の「ガイドライン」の路線選定項目を参考に図を作成、重ね合わせ路線選定を行います。

地域自転車ネットワーク（自転車安全走行ルート）

広域拠点の駅、地域生活拠点の駅、自転車利用が多い身近な駅の周辺や国際戦略拠点において自転車ネットワークを構築します。

地域自転車ネットワーク内の道路

- ① 自転車利用者が多い区間
- ② 駐輪場・商業施設・区役所（支所）等
- ③ 自転車事故発生地点（5件以上/5年間）
- ④ 小学校通学路
- ⑤ 自転車通行環境整備済み区間

アンケート調査の実施

調査対象：15駅における駐輪場利用者
 調査方法：アンケート調査票配布（郵送回収）
 調査日：H30.2.9~H30.2.16（3駅）
 H30.4.23~H30.4.26（12駅）
 配布人数：6,902人
 回収数：1,731枚（回収率25.1%）
 調査内容：自転車の利用経路や走行上の危険箇所などの把握
 選定方法：当該駅への自転車利用者の5%以上が利用する路線を選定

【連続性を確保する区間】

①~⑤で連続性が確保されていない路線については、下記の視点を考慮して路線を追加します。
 ・自転車事故発生地点
 ・駅への最短経路

※自転車に係る交通規制が実施されている区間は除きます。

※その他、バス等の運行が多い区間については、自転車と大型車の交通に配慮します。

■地域自転車ネットワーク路線

広域自転車ネットワーク

市内全域に展開するため、地域自転車ネットワーク間を結ぶ都市計画道路において自転車ネットワークを構築します。

市内の都市計画道路

- ① 地域自転車ネットワーク
- ② 自転車利用者が多い区間（500台以上/12時間）
- ③ 自転車通行環境整備済み区間（地域自転車ネットワーク外）

他都市と連携する区間
 連続性を確保する区間

■広域自転車ネットワーク路線

観光自転車ネットワーク

多摩川サイクリングコースを基軸とし、生田緑地や等々力緑地などの観光資源を快適に回遊できる自転車ネットワークを構築します。

多摩川サイクリングコースから観光施設（川崎大師、等々力緑地、生田緑地など）へアクセスする区間

広域ネットワークとしての機能を最大限に活かすため、隣接都市のネットワーク計画との整合を検討します。

・隣接都市の自転車ネットワーク計画策定状況



5 整備形態の選定および事業推進

■整備形態の選定

(1) 基本的な考え方

自転車は「車両」であるとの大原則を踏まえ、「自動車の速度」や「交通量」、「道路幅員」等の条件から、車道通行を前提とした整備形態を検討します。

(2) 整備形態

整備形態	整備イメージ
自転車道	<p>県道川崎府中 市道富士見鶴見駅線</p>
自転車専用通行帯	<p>主要地方道東京丸子横浜 市道鹿島田1号線</p>
車道混在（矢羽根+ピクトグラム）	<p>市道向ヶ丘遊園駅管生線 市道古市場矢上線</p>
安全啓発	<p>通行位置の明示（ピクトグラムの設置） 電柱類へのサインの設置 路面に注意喚起（タイル、シール）</p>

(3) 整備形態要検討路線（バス路線）

車道混在に選定された路線のうち、自転車通行環境を整備することでバスの運行に支障をきたす可能性がある路線については、整備形態要検討路線とします。

■整備の進め方

「地域自転車ネットワーク」は、整備効果を高めるため、下記指標を用いて優先順位を設定して整備を進めます。
 ・この他に、川崎市自転車通行環境実施計画に基づき、市内の事故多発箇所を優先して整備を行います。

- ・自転車関連事故
- ・乗降客数
- ・自転車利用者数
- ・シェアサイクル実証実験

■スケジュール

平成31年度から概ね3か年ごとに整備箇所等を定めた実施計画を策定します。また、計画期間内においても、国等の自転車政策の方針や社会状況等の変化に応じて適宜見直しを行います。

	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34~H37 (2022~2025)	H38~H41 (2026~2029)
川崎市総合計画実施計画	第2期		第3期			
川崎市自転車活用推進計画(案)	第1期			第2期		第3期
川崎市自転車ネットワーク計画	第1期			第2期		第3期

平成30（2018）年度末 整備済延長（予定含む）（km）				
自転車ネットワーク路線内	13.5	20.0		
自転車ネットワーク路線外	6.5			
+				
区域等	整備時期・延長			
	第1期 H31~H33 (2019~2021)	第2期 H34~H37 (2022~2025)	第3期 H38~H41 (2026~2029)	総延長 (km)
川崎・京急川崎駅周辺	—	10.3	—	10.3
鹿島田・新川崎駅周辺	—	8.3	—	8.3
武蔵小杉駅周辺	—	12.7	—	12.7
元住吉駅周辺	—	2.0	9.2	11.2
武蔵中原駅周辺	—	2.0	13.1	15.1
武蔵新城駅周辺	—	12.8	—	12.8
武蔵溝ノ口・溝の口駅周辺	8.4	—	—	8.4
宮前平・鷺沼駅周辺	—	11.8	—	11.8
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺	15.7	—	—	15.7
中野島駅周辺	—	2.0	7.3	9.3
新百合ヶ丘駅周辺	—	11.7	—	11.7
柿生駅周辺	—	2.0	8.6	10.6
川崎区鶴町地区周辺	6.3	—	—	6.3
広域自転車ネットワーク (地域自転車ネットワーク外)	—	—	38.5	38.5
緊急整備（危険）箇所	4.8	—	—	4.8
市事業中路線	6.2		—	6.2
小計	193.7			
自転車通行環境整備延長	川崎市管理区間 213.7 国土交通省管理区間 18.1			

「川崎市自転車ネットワーク計画（案）」 についてご意見をお寄せください

これまで、本市では「川崎市の自転車通行環境整備に関する考え方」等に基づき、自転車通行環境整備の取組を推進してきました。

その後、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（国土交通省・警察庁）の改定、「自転車活用推進法」や「自転車活用推進計画」（国土交通省）などの考え方等が示されたことから、さらなる取組の充実を図るとともに、道路を利用するすべての人が安全・安心で快適に通行できる道路空間を形成することを目指し、自転車ネットワーク計画の策定を行います。

「川崎市自転車ネットワーク計画（案）」について、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成31年1月29日（火）～平成31年2月27日（水）

※郵送の場合は、平成31年2月27日（水）の消印まで有効です。

※持参の場合は、平成31年2月27日（水）の17時15分までとします。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）3979

（川崎市建設緑政局自転車利活用推進室）

(3) 郵送先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク20階

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

(4) 持参先

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク20階

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。
- ・ 持参時の提出時間は、開庁日の8時30分から17時15分（昼休み12時から13時を除く）

3 資料の閲覧及び配布場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所市政資料コーナー、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局自転車利活用推進室

4 問合せ先

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

電話：044（200）2828 FAX番号：044（200）3979

E-mail: 53ziten@city.kawasaki.jp